

介護老人保健施設 ビーブル神石三和 通所リハビリテーション利用料金表

令和5年1月1日 現在

1、基本料金

※当施設の基本サービス費は「6時間以上7時間未満」の料金です。

※当施設の定員は30名です。

提供時間	種 類	基本料金	食費	サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	日 額	備 考
1時間以上 2時間未満	要介護 1	366円	700円	22円	1,088円	
	要介護 2	395円			1,117円	
	要介護 3	426円			1,148円	
	要介護 4	455円			1,177円	
	要介護 5	487円			1,209円	
2時間以上 3時間未満	要介護 1	380円	700円	22円	1,102円	
	要介護 2	436円			1,158円	
	要介護 3	494円			1,216円	
	要介護 4	551円			1,273円	
	要介護 5	608円			1,330円	
3時間以上 4時間未満	要介護 1	483円	700円	22円	1,205円	
	要介護 2	561円			1,283円	
	要介護 3	638円			1,360円	
	要介護 4	738円			1,460円	
	要介護 5	836円			1,558円	
4時間以上 5時間未満	要介護 1	549円	700円	22円	1,271円	
	要介護 2	637円			1,359円	
	要介護 3	725円			1,447円	
	要介護 4	838円			1,560円	
	要介護 5	950円			1,672円	
5時間以上 6時間未満	要介護 1	618円	700円	22円	1,340円	
	要介護 2	733円			1,455円	
	要介護 3	846円			1,568円	
	要介護 4	980円			1,702円	
	要介護 5	1,112円			1,834円	
6時間以上 7時間未満	要介護 1	710円	700円	22円	1,432円	
	要介護 2	844円			1,566円	
	要介護 3	974円			1,696円	
	要介護 4	1,129円			1,851円	
	要介護 5	1,281円			2,003円	
7時間以上 8時間未満	要介護 1	757円	700円	22円	1,479円	
	要介護 2	897円			1,619円	
	要介護 3	1,039円			1,761円	
	要介護 4	1,206円			1,928円	
	要介護 5	1,369円			2,091円	

2、加算について

※基本料金に加算します。

※利用者様全員もしくは該当する方に対して算定します。詳しくは当施設の支援相談員にお問い合わせください。

詳しくは当施設の支援相談員にお問い合わせください。

通所リハビリテーション加算項目	金額	算定項目	対 象	
入浴介助加算	40円	1日につき	対象者	入浴中に利用者の観察を含む介助を行った場合に加算します。
通所リハビリテーション マネジメント加算(A)イ	560円	同意日の属 する月から 6ヶ月以内1 月につき	対象者	リハビリテーション実施計画原案を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、 定期的な評価と計画の見直し等を実施し、介護支援専門員や他のサービス事業 所を交えた「リハビリテーション会議」を月に一回以上実施した場合に加算しま す。
通所リハビリテーション マネジメント加算(A)イ	240円	同意日の属 する月から 6ヶ月超1月 につき	対象者	リハビリテーション実施計画原案を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、 定期的な評価と計画の見直し等を実施し、介護支援専門員や他のサービス事業 所を交えた「リハビリテーション会議」を3ヶ月に一回以上実施した場合に加算しま す。
通所リハビリテーション マネジメント加算(B)イ	830円	同意日の属 する月から 6ヶ月以内1 月につき	対象者	リハビリテーション実施計画原案を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、 定期的な評価と計画の見直し等を実施し、介護支援専門員や他のサービス事業 所を交えた「リハビリテーション会議」を月に一回以上実施した場合に加算しま す。(リハビリテーション計画書を医師が説明します。)
通所リハビリテーション マネジメント加算(B)イ	510円	同意日の属 する月から 6ヶ月超1月 につき	対象者	リハビリテーション実施計画原案を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、 定期的な評価と計画の見直し等を実施し、介護支援専門員や他のサービス事業 所を交えた「リハビリテーション会議」を3ヶ月に一回以上実施した場合に加算しま す。(リハビリテーション計画書を医師が説明します。)
若年性認知症利用者受入加算	60円	1日につき	対象者	若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に加算しま す。
短期集中個別 リハビリテーション実施加算	110円	1日につき	対象者	退院(退所)または認定日から3ヶ月以内に個別のリハビリを実施した場合に加 算します。
重度医療管理加算	100円	1日につき	対象者	要介護状態区分が要介護3、要介護4又は、要介護5の利用者に対して、計画的 な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に加算しま す。
科学的介護推進体制加算	40円	1月につき	全員	心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に加算します。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	1回につき	全員	介護福祉士が70%以上又は動続10年以上介護福祉士25%配置されている場合 に加算します。
リハビリテーション提供体制加算 (3時間以上4時間未満)	12円	1回につき	対象者	厚生労働大臣が定める基準に適合しリハビリテーションを行った場合に加算しま す。
リハビリテーション提供体制加算 (4時間以上5時間未満)	16円	1回につき	対象者	厚生労働大臣が定める基準に適合しリハビリテーションを行った場合に加算しま す。
リハビリテーション提供体制加算 (6時間以上7時間未満)	24円	1回につき	対象者	厚生労働大臣が定める基準に適合しリハビリテーションを行った場合に加算しま す。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	各種加算減算を加えて算 定した金額の4.7%		全員	介護職員処遇改善交付金を介護職員の賃金改善に充てることを目的とします。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	各種加算減算を加えて算 定した金額の2.0%		全員	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等に充て る事を目的としています。
介護職員等ベースアップ等支援加算	各種加算減算を加えて算 定した金額の1.0%		全員	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員とその他の職員の賃金の 改善等に充てる事を目的としています。
8時間以上9時間未満	50円	1日につき	全員	7時間以上8時間未満の通所リハビリの前後に続いて日常生活の世話をを行う場 合に加算します。
9時間以上10時間未満	100円			

※被爆者健康手帳をお持ちの方は、保険給付の自己負担額が公費負担されます。

※平成27年8月以降は介護保険負担割合証に記載された割合(1割・2割・3割)のお支払いとなります。

2割負担の方は、介護保険個人負担額+加算が2倍になります。

3割負担の方は、介護保険個人負担額+加算が3倍になります。

(今後利用料金表の改定をすることがあります。)

3、その他の利用料金

項 目	金 額	備 考
食事等の提供に要する費用の内訳	600円/回	昼食・おやつを提供の場合
	500円/回	夕食を提供の場合
尿とりパット代	35円/枚	
リフレッシュ代	70円/枚	
紙おむつ代 M	165円/枚	簡単テープ止めタイプ
紙おむつ代 L	185円/枚	
はくパンツ代 M	165円/枚	リハビリパンツ
はくパンツ代 L	185円/枚	
はくパンツ代 LL	205円/枚	
洗 濯 代	550円/回(1ネット)	希望者(ケアプラン上必要と認めた場合)
コピー代	1枚 10円	複写物・各種申請用紙・請求書兼領収書の再発行